

事務局規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人札幌法律援護基金（以下「援護基金」という。）定款第38条の規定に基づき、援護基金の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 組織

(事務局)

第2条 援護基金に事務局を置く。

2 前項の規定にかかわらず、援護基金は、札幌弁護士会に援護基金が行う事業に関する事務処理の業務および事務管理の業務を委託し、札幌弁護士会に事務局を置くことができる。

第3章 職制

(職員等)

第3条 事務局に次に掲げる職員を置くことができる。

(1) 事務局長

(2) 事務員

2 理事長は、前項以外の職制を定めることができる。

第4章 職責

(職員の職務)

第4条 事務局長は、理事長の命を受けて、事務局の事務を統括する。

2 事務局員は、それぞれの事務に従事する。

(職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、理事長が行う。

2 職員の職務は、理事長が指定する。

第5章 事務処理

(文書等による処理)

第6条 事務の処理は、文書または電磁的方法（以下、文書及び電磁的方法を総称して「文書等」という。）によって行うことを原則とする。

(事務の決裁)

第7条 事務は、原則として担当者が文書等によって立案し、理事長の決裁を受けて実施する。

(緊急を要する事務の決裁)

第8条 緊急を要する事務で重要でないものは、事務局長の決裁によって処理することができる。

ただし、この場合においては、事務局長は遅滞なく理事長の承認を得なければならない。

(代理決裁)

第9条 理事長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、公益財団法人札幌法律援護基金理事会運営規則第19条に基づき理事長の職務を代行する常務理事が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに理事長に報告しなければならない。

(細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。(平成30年12月11日理事会議決)